

平成28年度・29年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づいて、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。

平成 28 年 3 月 28 日（月）に開催した「平成 28 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会」において、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率が決定いたしました。（後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率（算定時比較）

	H28・29 年度	H26・27 年度	差引（増減）	
均等割額（円）	43,429 円	42,580 円	849 円	2.0%
所得割率（%）	8.66%	8.30%	0.36 ポイント	4.3%
被保険者一人あたり平均保険料	91,585 円	90,164 円	1,421 円	1.6%
厚生年金の平均的な年金額 受給者の年間保険料額 （年収 201 万円・単身世帯）	55,520 円	53,980 円	1,540 円	2.9%

保険料額の算出方法（平成 28・29 年度） * 所得等の条件によっては軽減措置があります。

年間保険料額
（上限 57 万円）

=

均等割額
43,429 円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額 × 8.66%

（問い合わせ先）
神奈川県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課長 網本 淳
電話 045(440)6710